

- ・コーディネーターに家族の作成した養育計画の拒否権がない
- ・多くのFGC実施が民間機関に委託されていること
- ・FGCに送致した専門職に拒否権がある
- ・在宅ケースなど分離ケースに限らずFGCが活用されている。

(6) FGCのコストについて

- ・FGC開催に向けコストはかかる（人件費、交通費等）。総合的には親族の活用や裁判所費用の削減などにより、コスト削減にFGCは貢献している。
- ・裁判所による審判ではなく、ファミリーネットワークで意思決定することをFGCの導入により促してきた。それはコスト削減にもつながっている。

(7) その他

- ・出席者の選定・・・家族の主要な出来事、例えば、結婚式に参加した人、離婚や別居の時の話し合いに協力してくれた人を教えてもらうこと、楽しかった思い出を聞いたりその写真を見せてもらうこと、生まれた場所や現在同居している人の話を聴かせてもらうなど、できるかぎり多くの家族のメンバーから（話すことが心理的負担にならないという条件で）話しを聞くことが重要である。
- ・課題を抱える子どもがいれば、あらゆるケースでFGCが活用できるという認識がある。
- ・家族にFGCを提案した場合、それを拒否する割合は非常に少ない。英国でも当事者家族は孤立化しているが、なぜこれだけ多くの家族がFGCに前向きなのか、その明確な理由はわからない。出席人数は千差万別、3～4人から30人まで。
- ・Children's Servicesの機関でFGCを開催することはない。教会やコミュニティセンターでの開催が多い。
- ・雰囲気作りのために食事の準備は必須である。
- ・被害者と加害者を別々にする場合や、暴力が予測される場合などにおいて、コーディネーターを2人配置し、FGCを別々に行うことがある。

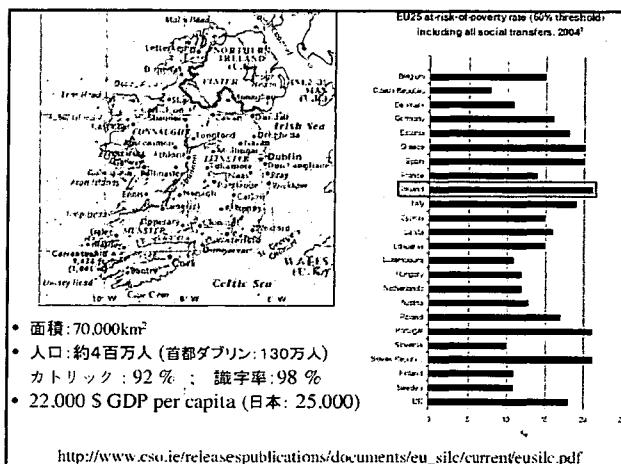
表 児童虐待に関するFGCのニュージーランドとイギリスにおける比較

	ニュージーランド	イギリス（ロンドン・シティ）
FGC実施中核機関	Child youth and families(CYF) (政府機関)	Children's Services（自治体機関）
民間委託	なし	あり
中核専門職	コーディネーター（CYFの専門職）	Independent（ワーカーと同じ機関に所属しない、独立した）コーディネーター
FGCの別称	なし	ファミリー・ミーティング
実施場所	コミュニティセンターなど中立的場、CYFでも実施される	中立的場所、家族の家
家族の作成した養育計画に対して拒否権を有する専門職	コーディネーター、ソーシャルワーカー、弁護士	コーディネーター以外の専門職。FGCに送致した専門職
法律規定	Children Young Persons and their families Act 1989に規定	なし
家族のみでの話し合い	あり	あり
活用ケース	親子分離を要するケース、措置前に活用	あらゆるケースについて措置前に活用
ケースレビューやモニタリングの方法	ソーシャルワーカーと一部の家族が参加して数ヶ月に一度行う	ソーシャルワーカーと一部の家族が参加して数ヶ月に一度行う



発表の内容

1. アイルランドにおける児童福祉サービスの概要
 2. アイルランドでファミリーグループカンファレンス(FGC)が導入された背景
 3. ファミリーウェルフェアカンファレンス(FWC)
 4. ファミリーウェルフェアカンファレンスの実践方法
 5. 実践の事例
 - 6.まとめ



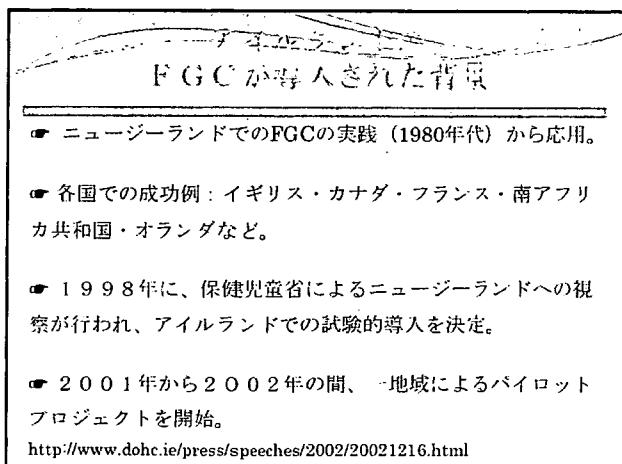
Health Service Executive (H.S.E) について

- ・保健・児童省 (Department of Health and Children)

アイルランドの児童福祉サービスは、保健・児童省の監督下で行われている。

► 保健局 (Health Service Executive)

ヘルスケア及び社会サービスをアイルランドに住むすべての人々に提供。病院、保健所などで全国的にサービスを提供し、医師、歯科医、保健師、言語療法士、作業療法士、理学療法士、ソーシャルワーカーなど、全国で35,000人を超える様々な職種を雇用。<http://www.hse.ie/en>AbouttheHSE>



児童法 Children Act におけるファミリーグループ カンファレンス

児童法（2001）の作成段階で名称をファミリーグループからファレンスから種類・目的別に変更。

3つの青少年グループにターゲットを絞り、各サービスに応じたカンファレンスの構成、形態を発展させる。

ファミリー・カンファレンス(保護観察・福補サービス)

ガーダ・カンファレンス(警察)

フミリー・ウェルフェー・カ
ンフランス(日本語)

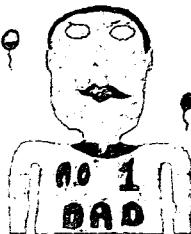
The Special Residential Service Board (2003). SRSB Bulletin 2nd edition, pp 5-7

ファミリー・ウェルフェア ンフレンスの概念

「人生の中で危機的な状況下にあるこどもを援助する場合、そのこどもが既に持っている社会的なつながり、あるいは家族からのサポートネットワークを最大限に利用する。」

キーワード

- ◆早期・予防的介入
- ◆パートナーシップ
- ◆サービス間の連携
- ◆自己決定



レンスの原則

- 1 こどものケア・保護・福祉と生活空間について考慮
- 2 家族の持つ“強さ”を活用
- 3 家族とサービス提供者が共通の目的をもつ
- 4 関心事項はオープンに提示
- 5 最小限の介入
- 6 基本的権利の絶対的保障

Family Welfare Conference
Presentation to the national conference of YOUTHREACH Co-ordinators.
Blarney, February 27th 2002. by Breda Lynch

ターゲットグループ

- *アイルランド全域に居住する7歳から18歳までのこども。
- *健康・福祉・安全・発達が現実的かつ根本的な危機にさらされているこども。
- *ターゲットグループのうち50%は、既に保健局(H. S. E)のケアの下にある。

カンフレンスの実施主体

- ♦1. HSE(保健局) Dublin Mid Leinster 地区
- ♦2. HSE(保健局) Dublin North East 地区 Barnardosによる運営
- ♦3. HSE(保健局) South 地区 Barnardosによる運営
- ♦4. HSE(保健局) West 地区

Barnardos: (http://www.barnardos.ie)

1962年に設立し、アイルランド国内で40箇所で活動を行っている慈善組織。

ファミリーサポートや養子縁組アドバイスサービスなども行っている。

☆導入

- 1 あなたは誰？
- 2 こどもとの関係は？
- 3 なぜここに来たのか？
- 4 何を達成しようとしているのか？



1. 情報の共有と質疑応答

FWCに紹介した人にレポートを読んでもらう。

1. フリップチャートをつかう。
2. 家族と直接話すようとする。
3. こどものニーズを明らかにする。

2. 家族の話し合いの特徴 (ファミリープライベートタイム)

- 1 部屋を出る前に、コーディネーターは課題について再確認。考慮すべき主要なポイントを書き出す。家族がそのメモを取るように促し、フィードバックする。
- 2 コーディネーターと紹介者は、家族が必要な場合は情報提供を行う。

3. ファミリープラン作成

- 家族が十分な時間をとったら部屋に戻る。
- コーディネーターは、ファミリープランを一つ一つ確認。
- プランが統一した見解に基づくものであることを確認。
- 使用するサービスや資源についての必要な情報はすべて記録。
- コーディネーターは、他サービスとの連携に必要な情報を提供するための同意を家族から得る。

4. 決定事項の再検討

- 1 ファミリープランを監督するための同意を得る。
- 2 家族が望めば、見直しまでの期間（3～6か月）、期日を決定。
- 3 他の質問や不明点の確認。
- 4 参加者に礼を述べて、カンファレンス終了。

カンファレンスが使われた事例 (Barnardosによる2006年度年間報告より)

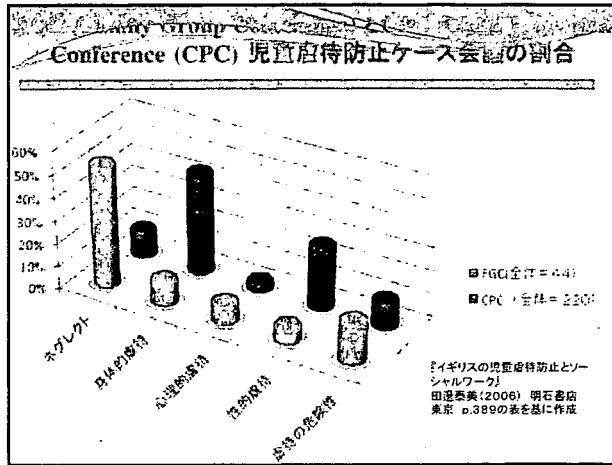
◎セーラ：11歳

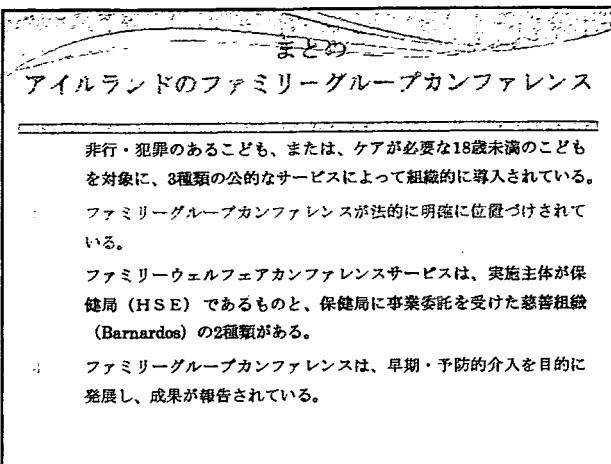
- ▲学校に行かず、年上のこどもとばかり遊ぶようになる。
- ▲何日間も行き先を告げず家を空けることも。
- ▲家庭内では父親による母親へのD. V。
- ▲母親は精神障害を患っている。

Barnardos (2006). Annual Review 2006, pp.16-17. Dublin

作られたファミリープラン

- 1 母親は、セーラの叔母に連絡し、気分が落ちている時は助けを頼み、メンタルヘルスサービスに通う。
- 2 父親は、Men Overcoming Violent Emotions (MOVE)のワーカーに相談する。
- 3 セーラは、毎週土曜日を祖母の家で過ごす。
- 4 叔母は、週に2回セーラの宿題の手伝いをする。
- 5 セーラは、家を空けるのをやめて学校に通い、校長先生と話をする。
- 6 もしセーラが学校に行かなければ校長が母親に連絡する。





神奈川県児童相談所における当事者参画型家族支援の試み

神奈川県児童相談所

Key Words 「参画」 「協働」 「当事者性」 「対等性」 「合同ミーティング」

はじめに

虐待事例に対する家族支援はいずれの児童相談所においても大変困難なアプローチとなっている。そのことの大きな理由の一つは、児童相談所が担わなければならない社会的役割に関わっている。

今回、児童相談所運営指針の中には虐待通告を受けた後48時間以内の目視による子どもの現認が望ましいことが盛り込まれた。また、児童虐待防止法、児童福祉法の改正は臨検・捜索に代表される子どもの命と安全を守るための法的な権限が児童相談所に新たに付与、強化された。

一方で、児童虐待防止法の11条には「親子の再統合の配慮、児童が良好な家庭環境で生活する配慮」が謳われている。つまり、児童相談所は子どもの命を守るために親の意思に反しても毅然と対応することを求められ、その後、家族が安心して生活できるように支援するという、二つの役割、機能を担わされていることになる。このことは、児童相談所の関係者の中ではしばしば矛盾する役割を担わされているとして議論されている。そして、児童相談所運営指針の改定、児童虐待防止法、児童福祉法の改正による強制権限の強化は、結果として、いっそう保護者との対立関係を強める事が増えるだろうことが予想される。

以上のように児童相談所における家族支援は強制介入に伴う保護者との対立から始まることが少なくない。児童相談所における家族支援がことさら困難であるといわれるのは、まさにここにある。

このような中で、神奈川県では虐待事例に対する実効ある家族再構築、家族再統合を実現するために各児童相談所に親子支援チーム(児童福祉司、児童心理司の2名)を配置し実践を重ねている。同じ児童相談所の職員ではあるものの、強制介入に関わった職員ではない者が家族支援に関わる体制を確保した。

本稿は対立から始まる(始まらざるを得ない)家族支援の中で、保護者の失望、喪失、そして、その表裏の感情としての怒りに寄り添いながら、保護者の相談動機を構成し、当事者としての主体性を導くことに取り組んだ事例を検証する。事例は現段階で十分な成果、結果を得ているとはいえないが、神奈川県児童相談所が取り組んでいる家族参画型の実践はファミリーグループカンファレンス(以下FGC)が指し示す実践のありようと重なることも多く、事例を紹介することは、これからFGCを児童相談所の実践に導入する可能性を議論する材

料を提供することになる。

I 児童相談所が行う家族支援の諸段階 ～ 仮説としての5つのステージ～

限られた実践からではあるが、神奈川県児童相談所が取り組んできた家族支援の変遷を振り返ってみたい。その発展には、いくつか各児童相談所に共通する展開があるように思う。家族支援のステージを提起し自らの今いる位置を確認しつつ、FGCへの発展の可能性(場合によっては限界)を見通すことが大切である。

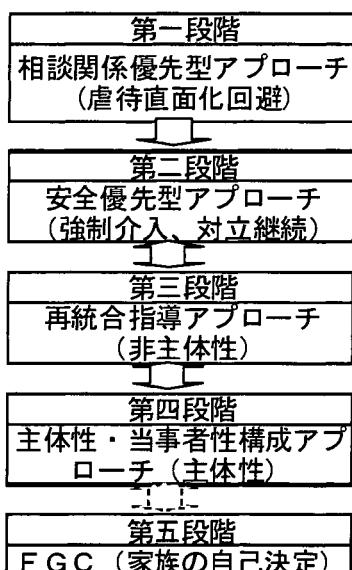
第一段階、相談関係優先型アプローチ。虐待の発生に対して、虐待そのものを扱えない場合は保護者が受け止められる課題として相談を展開しようとした段階。保護者との関係を重視するが、親子関係の不調としての虐待に保護者も児童相談所も直面することを避けることが多かった。虐待に変わる相談として

「難しい子どもへの対応」をテーマとして、間接的に家族の問題にアプローチした。しかし、子どものリスクが高まった時の介入が遅れたり、親自身の虐待に関わる課題へのアプローチに必ずしもたどりつかないことも珍しくなかった。

第二段階、安全優先型アプローチ。もちろん安全が最優先だが、それだけにとどまってしまったアプローチ。法の成立、改正も踏まえ、子どもの安全を最優先し保護者の意思に反しても強制的な介入を進めた段階。社会的な要請が先行し、何より子どもの命と安全を優先したが、強制介入後の保護者への対応が十分にできなかつた段階。保護者の「何をしたら子どもを返してくれるんだ」との求めに、答え切れないこと

もあつた。保護者にとっても、児童相談所にとっても先の見通しが見えない中で不安だけが募り、対立が解消されない事例も少なくなかった。

第三段階、再統合指導アプローチ。保護者との対立の中で、何とか保護者と関わる接点を見つけようとした段階。児童相談所が保護者に指導事項を示した段階。(再統合などの)見通しが示される中で、保護者も児童相談所が示した土俵にあがることをはじめた。指導の中で保護者の主体性が生まれる場合もあつたが、児童相談所から示されたから、取り組むに過ぎないということにとどまる事例も少なくなかつた。この段階から、神奈川県では初期介入チームとは異なる立場から親子に関わる専従職員として親子支援チームが配置されることと



なる。逆に言えば、親子支援チームが配置されることで、第三段階以降のステージに家族支援が展開されることとなっていました。

第四段階、主体性、当事者性構成アプローチ。保護者が主体性をもって、問題に取り組まなければなかなか虐待は解消されないと認識に立ち、保護者の相談動機を構成し、主体性、当事者性を導くことを目指している段階。ストレングスベースドなアプローチ、エンパワメントアプローチなどの実践モデルを積極的に展開し、保護者の潜在的な力を引き出そうとした。援助の形態としては、家族合同ミーティング、親グループなどの家族支援の形態が採用され始める。ここでは保護者と児童相談所の「対等性」「協働」関係が重視されるようになってきている。

第五段階。FGCの段階とするが、未知の分野である。家族自らの進む道の決定を家族自身にゆだねる段階である。現在の神奈川県の実践の中でもFGCの中で行われるファミリータイム、ファミリーディイシジョンなどは部分的に実践に取り入れているが、本来のFGCが指し示すような「家族自らの進む道の決定を家族自身にゆだねる」ものからはかなり距離がある。また、神奈川県の実践はここに示された第一段階から第四段階を経て、ようやくファミリータイム、ファミリーディイシジョンの実施にいたる。あくまで、家族支援の方法として、家族をエンパワメントし、主体性、当事者性を喚起するために有効な援助スキルとして位置づいている。このことはFGCの理念とは必ずしも一致しないだろう。第五段階をFGCの段階とするとき、今後どのような発展がなされるかは、更に実践を重ねること、先行実践、諸外国の実践と照らし合わせる研究などからその輪郭が顕れてくるだろう。

以上の五段階は、児童相談所が家族支援に取り組んだ歴史的変遷だが、個別事例の中でも段階的に生まれる保護者と児童相談所のかかわりの変遷でもある。つまり、対立的関係から、児童相談所から指導事項を示され、「子どもを引き取るために指導に従わざるをえない」として、親と児童相談所のかかわりが開始されるが、より主体的に親自身が問題に関わることを志向し、その後、親自身に主体性、当事者性が生まれれば、親自身が自分自身の行く末を決定していく、といったプロセスである。

更に、五段階は児童相談所の歴史においても、個別の事例においても直線的に進展するものではない。いわば、螺旋的に進展するものもあるし、事例によってはそれぞれの段階にとどまらざるを得ないのも事実である。指導的な関係にとどまらざるを得ない事例、更に言えば、指導すらできない事例、指導することが不適切な事例もあることは否めない事実である。

私たちの実践の多くは第三段階にあり、そこから第四段階、事例によっては第五段階を目指している。

以上の問題認識に立ち、事例を紹介、検討する。事例はいずれも「当事者参画」を実践の柱として展開したものであり、共通して目指しているものは次の点である。

- 1 最初は親自身が児童相談所と対立的であったり、親自身が問題解決に主体的になれない相談動機が乏しい事例であったこと。
- 2 「親子支援チーム」を中心とした家族支援の専従チームがコーディネイター、ファシリテイターとして関与していること。
- 3 しかし、親子支援チームの単独の関与ではなく、担当児童福祉司、児童心理司、施設職員などとチームを組んだチームアプローチであること。
- 4 家族再統合(再構築)計画が提示され(家族と立案し)家族、関係機関が共有していること。
- 5 「合同ミーティング」のなかで話し合われた決定、結論が児童相談所のシステムの中でどのように評価、反映させられるのかが保護者等に示されていること。
- 6 「合同ミーティング」という、子ども、親、親族、施設職員、児童相談所職員が一堂に会した場で対話を正在进行すること。
- 7 「合同ミーティング」ではこれまでの(問題、虐待)の経過が確認されたうえで、問題解決に向けた様々な社会資源にかかる情報等の共有がなされていること。
- 8 「合同ミーティング」では参加者が対等に話し合うことを心がけていること。(児童相談所が設定した話し合いという枠組みの中ではあるが)
- 9 「合同ミーティング」では家族の(小さな)促し、尊重されること。
- 10 「親子支援チーム」は参加者の苦労をねぎらい、エンパワメントする対話を心がけていること。
- 11 そのなかで、親自身の主体性、当事者性に発展する可能性を生み出す小さな種がまかれたこと。

なお、ここに紹介する事例は、事例の文脈に学びつつも事例を組み合わせたものであり、個別の事例に言及するものではない。

II-1 事例「祖母の葬儀をきっかけに親族との話し合いを行った事例」

1 事例の概要と経過

母子家庭。実母が知人に本児たちを預けたまま失踪。知人からの相談で公的保護となつた事例。その後も母の行方は分からず、6年間母方祖母や伯母・叔父が本児たちの面会や外泊の受け入れをしていた。

ある日祖母が急逝したため、母の居所を探したところ、母の居所が判明した。祖母の葬儀には本児達も参列させたいという伯母の意向であったが、母と顔を合わせざるを得ないことから、伯母から児童相談所の地区担当児童福祉司に相談の電話が入つた。施設の職員と協議をし、事前に本児たちの意向を確認した上で、母に会わせるかどうかを決めることにした。本児たちは母に会うことにして決め、伯母が同席し6年ぶりの再会を果たした。母も子も涙の対面となり、母は本児たちに何度も「ごめんね」と謝つた。

母は再婚しており、再婚相手との間に1人の子どもがおり、また現在妊娠中であった。本児たちの引取りを希望しているが、伯母・叔父はこれまで何の連絡もなく本児たちを放つておいた母への不満は強く、また不信感もあつた。今後の本児たちの交流については、母、伯母それぞれの思いがあることから、一堂に会して話し合いを持つことが必要と考え、児童相談所の地区担当児童福祉司より、親族、施設、児童相談所が一緒に話し合う場（以下「合同ミーティング」）を持つことを提案した。

2 家族の状況

図1 ジェノグラム

A (11才) 小学校3年生 内

気で表情は少ない
が、優しく人気者。
母を覚えているが、
突然現れたことに
戸惑いがある。

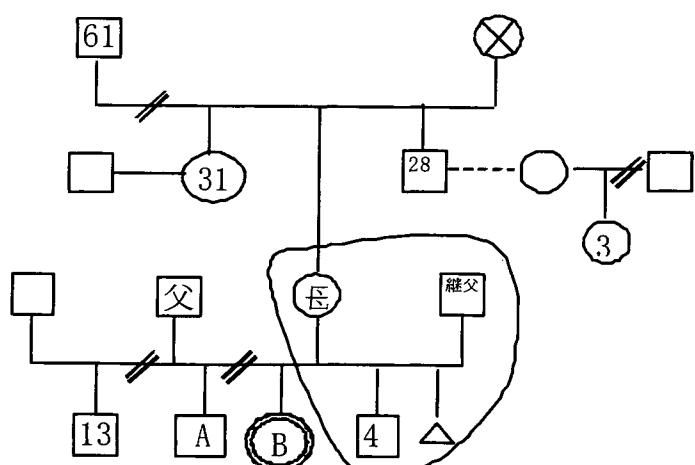
B (6才) 幼稚園年長

活発で人なつこい
性格。母の記憶は
ない

実母 (31才) 妊娠8ヶ月

小柄で内気な印象。児童養護施設で生活していたことがある。

継父 (33才) 派遣社員 工場のリフトマン 就労が安定しない。



異父兄（13才）生後すぐに離婚し、父に引き取られておりその後行き来はない。
 祖父（61才）単身で年金生活。祖父母は母が小学生のときに離婚。交流はない。
 伯母（33才）パート 家族の中心的存在 本児たちの面倒を主にみている。
 叔父（28才）自営業 内縁女性とその子ども（3才）と同居中。借金を抱え、
 生活は苦しい。

3 合同ミーティングにむけての準備段階

(1) 合同ミーティング実施にむけた関係者のカンファレンス

- ① 母子の交流にむけて、現在の状況を3つの質問（心配なこと・うまくいっていること・これから出てくるといいこと）で整理する。

心配なこと	うまくいっていること	これから出てくるといいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・母がまたいなくなってしまわないか ・伯母・叔父との交流がこれまでどおり続けられるか ・家にいる異父弟に対する子どもの気持ちをどう整理できるか ・母がいなくなってからの状況をどう子どもたちに説明するか ・母が出産し、子どもが2人になっても母の気持は変わらないのか ・母の経済状況・住居の状態 ・時々伯母と電話がつながらず、連絡がとれなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・母は子どもと一緒に暮らしたい思いが強い ・伯母・叔父とも施設・児童相談所との関係は良い ・母は児童相談所・施設に対して拒否感はない ・母はこれまで異父弟を養育してきている ・親族同士の付き合いを大事にしている（冠婚葬祭など） ・子ども達は施設や学校等で問題なく生活している ・子ども達は伯母・叔父を慕っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・母、親族が協力して面会や外泊などが続けられる ・母が子ども達に定期的に電話で話をする ・親族の行事に伯母や叔父と一緒に参加する ・母が子どもとの交流を継続できる

※参考 井上直美、井上薰(2005)「サインズ・オブ・セイフティ・アプローチの手法」60-70 「平成16年度厚生労働科学研究報告書 家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティング・プログラム作成 主任研究者加藤曜子」

② 合同ミーティング実施の目的について共有する

- (ア) 家族・親族・施設・児童相談所のそれぞれの思い、期待を知る
- (イ) 家族・親族のそれぞれの思いを尊重しながらも、子ども達の生活について、双方が折り合える具体的な支援の方法を見つける
- (ウ) 家族・親族・施設・児童相談所が家族の状況や子どもの状態などの情報を共有する場とする
- (エ) 一堂に会し、家族や親族の意見を取り入れることで、家族・親族の家族関係を再構築していく意欲につなげる

目的：「家族合同ミーティングでは家族・親族と一緒に子ども達にとって最もよい生活やそのための具体的な方法（支援プラン）について話し合う」

③ 合同ミーティングで話し合いたい内容について

- (ア) 母の気持ち・意思の確認
- (イ) 親族の気持ち・意思の確認
- (ウ) 子ども達の気持ちや意思を推測して伝える
- (エ) 施設側の考えを伝える
- (オ) 児童相談所の考えを伝える
- (カ) 当面の家族の目的を作る
- (キ) 家族に必要な支援は何か
- (ク) 当面の母と子ども達の交流の具体的方法

④ 合同ミーティング開催にむけて 準備と役割分担

準備すること	方法	担当
合同ミーティングを実施することの了解	母・伯母・叔父に面接または電話で、ミーティングの目的を伝え了解を得る	地区担当児童福祉司
実施時期の設定	母・伯母・叔父に面接または電話で日程調整したところ、祖母の法要のため親族が集まる〇月×日に決まる	地区担当児童福祉司
参加者の決定	母、継父、伯母、叔父 施設主任と担当児童相談所 地区担当児童福祉司と親子支援チーム その他伯母や母が参加させたい人 子どもの参加は今回は見合わせる	
支援プラン案	合同ミーティング開催までに、施設と話し合いながらプラン案を作成する	親子支援チーム

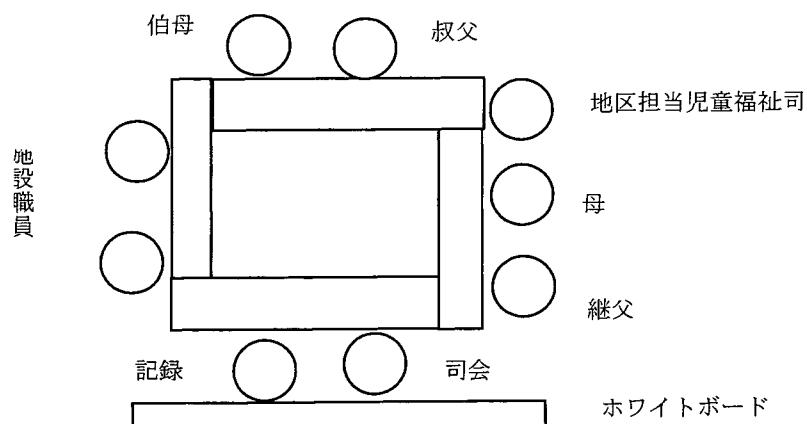
実施場所	児童相談所 会議室	
会場等準備	机・いす・ホワイトボード・お茶・進行表 「Aくん・Bちゃんの 家族支援プラン (案)」	親子支援チ ーム
実施時間	1時間半から2時間程度	
当日の進行	当日の流れ（必要があればレジュメ）を作 る 当日の司会と記録	親子支援チ ーム

4 実際の話し合い（家族合同ミーティング）

（1）話し合いのための『場』作り

- 参加メンバー：母 繼父 伯母 叔父 児童養護施設主任 担当児童相談所地区担当児童福祉司 親子支援チーム
叔父の内縁女性は子どもと別室で遊んで待つ
- 場所 児童相談所会議室
- 時間 16:00～ 1時間半程度を予定
- ホワイトボードに今日の流れを書く
- お茶の準備
- 会場図（図2） 机を並べる 席順は母を地区担当児童福祉司の近くに
おくように配慮する

図2



(2) 話し合いの過程

① 導入（ジョイニング） 5分程度

- ・お茶を用意する（普段の面接とは違う雰囲気づくり）
- ・司会（親子支援チーム）が自己紹介し、ホワイトボードに書かれた今日の流れについて説明する。

*ホワイトボードに書いた内容

- ・自己紹介・今日話したいこと（全員）
- ・Aくん・Bちゃんの最近の様子
(施設職員・児童相談所・伯母・叔父)
- ・「Aくん・Bちゃんの支援プラン」の説明（親子支援チーム）
- ・支援プランについての意見交換
- ・今後の予定について
- ・感想（全員）

<話し合いの一部内容>

司会：今日はお忙しいところ、みなさんにお集まりいただきありがとうございます。これだけの人が子ども達のために集まっているだけというのは、なかなかないことです。Aくん・Bちゃんについて、思っていることを本音で話ができるといいと思います。また、話した内容はホワイトボードに整理していきます。この記録は、後日プリントアウトしてみなさんにお渡します。

② 情報共有段階 35分程度

(ア) 自己紹介・今日話したいこと

- ・今日の話し合いにいたった経過・目的の確認
- ・それぞれが合同ミーティングで明確にしたい課題を確認

(イ) Aくん・Bちゃんの最近の様子

- ・施設や学校での生活の様子
- ・伯母・叔父が面会等を通じて感じていること
- ・地区担当児童福祉司が面接で感じていることおよび児童心理司の面接の内容

<話し合いの一部内容>

地区担当児童福祉司：児童相談所の担当の〇〇です。おばあさんの葬儀をきっかけにお母さんの居場所が分かり、6年ぶりにAくん・Bちゃんと面会をしました。お母さんからは引き取りの希望も出されています。今後Aくん・Bちゃんにとって最もよい生活はなんなのか、具体的なお母さんとの

交流の進め方もみなさんと一緒に考えていきましたと思います。

施設担当：〇〇学園で子ども達を担当している〇〇です。これまでおばあさんを中心に伯母さんや叔父さんが、子ども達の外泊の受け入れをしてきました。おばあさんが亡くなられ、子ども達のショックは大きく、さらに行方の分からなかったお母さんと再会したことは、とても大きなできごとでした。これからどうやって子ども達を支えていけばいいのか、有意義な話し合いができるといいと思います。

母：A・Bの母親です…（うつむいて）これからはちゃんとやっていきます。

子ども達にできるだけ会いたいです。

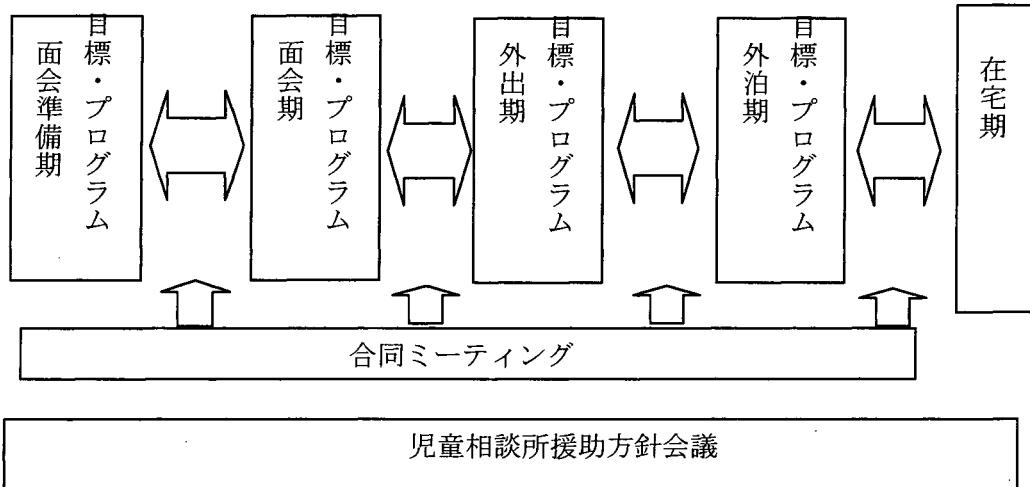
伯母：児童相談所は親権というけれど、妹は実際何もしてこなかった。子どもの気持ちもちゃんと聞いて進めて欲しい。

（以下略）

③ 具体的な支援方法について検討 40分程度

（ア）「Aくん・Bちゃんの支援プラン（案）」について児童相談所親子支援チームから説明（図3）

図3 Aくん・Bちゃんの支援プラン



- このプランはお子さんがよりよく生活できるようにすることを目標にしている
- 現段階は面会期にあること
- 次の段階に進むかどうかは、合同ミーティングを行い児童相談所の援助方針会議で決まる
- プログラムの進展は、子どもの気持ちや意見を尊重する
- 母の生活基盤の安定をみまもる

面会準備期の目標（案）

- a お母さんが子どもの成長を理解する
- b お母さんと子どもたちが安心して交流できる

プログラム（案）

- a 地区担当児童福祉司の家庭訪問

- b 親子支援チームによる母面接

（お子さんについてのインタビュー）

※ WMC I (Working Model of the Child Interview) Zeanahらによって開発されたもので、特定の子どもとの関係について、親の表象を評価するために作られた半構造化されたインタビュー。

- c お母さんが施設に電話をする（1／w）

職員から様子を聞く

子どもたちと電話で話す

（イ）支援プランについて意見交換

（ウ）今後の予定について

＜話し合いの一部内容＞

司会：「Aくん・Bちゃんの支援プラン」について意見をお願いします。

伯母：まずは電話を続けるというのはいいと思います。でも期間は？

児童相談所：3ヶ月ぐらいだと考えています。その間にお母さんの今の生活の様子も知りたいと思っているので。

伯母：電話だけだと子どもの本当の気持ちが分からぬですよね。私たちが一緒なら子どもたちを母に会わせてもいいと思います。その方が、お互いの様子も分かるし。

母：私も会いたいので、そうしてもらいたいです。

施設：伯母さんたちと一緒に母子が会うというのは、いいアイデアだと思います。子どもたちも安心して過ごせると思います。ただ、会うからにはちゃんと続けてもらいたい。お母さんにはそこを約束して欲しい。

司会：伯母さんや親戚の人が同席した面会もプログラムに入れてはどうかというみなさんの意見がありました。プランに追加してもらえますか？

児童相談所：いい意見だと思います。追加しますが最終的には児童相談所の会議で決定します。 （略）

④ まとめ 感想 10分

(ア) 話し合いで決まった内容の確認

- ・児童相談所が提示したプランに以下を追加する
 - * 伯母など親族同席の面会（1/1M～2M）
 - * 家庭訪問の回数を入れる（1/1M）
 - * 母との交流後の子どもの様子を施設の職員が観察する
- ・子どものペースにあわせゆっくり交流を開始する
- ・次の合同ミーティングは3ヵ月後の予定 面会期への移行について検討する

(イ) 感想

全員に今日の話し合いの満足度を数字で表してもらい、一言ずつ感想を話してもらう。

<話し合いの一部内容>

司会：今日は長い時間話し合いに出席いただきありがとうございました。最後にみなさん一言ずつ感想をお願いします。そのときに、今日の話し合いで十分に話ができると思ったら10、全く話せなかつたを0としたら、どのあたりだったかも教えてください。

伯母：7です。妹が本気でやろうとしていることが感じられ、少し安心しました。

叔父：姉の意見と同じです。今後も姉に協力していきます。6です。あまり話さなかつたので。

母：7です。子どもに会えるようになれてうれしいです。

施設担当：8です。お母さんや伯母さん、叔父さんの話がきけてよかったです。これからも子どもの気持ちを伝えていきたいです。

児童相談所地区担当児童福祉司：6です。みんなが集まって話し合ったことで、いいアイデアが出て、それをこの場で共有できよかったです。

（以下略）

5 考察

この事例は、祖母の法事をきっかけに、本児たちの生活について親族が一堂に会して話し合いができたというものである。自分たちのことを話し合う合同ミーティングに当事者である本児たちを出席させるのが、最善だと考えられるが、親族間で対立する可能性があったこと、母子交流についていろいろ意見があったことから、今回は参加を見合せた。

合同ミーティングでは「場作り」というひとつの重要な演出がある。児童相談所が主催する会議というだけで、家族はかなり緊張をする。誰か協力者を連

れてきてもいい、とこちらが提案しても、実際は他人に迷惑はかけられないと、ほとんどは親だけの出席になる。どうやっても児童相談所の立場の方が優位にある、という事実は私たちは忘れてはならない。そこを対等に話し合える関係に持っていくためには、家族の力を引き出すためのワンダウンポジションが必要になる。児童相談所が関わらなくてはいけない事実や、課題についてははつきりと伝えながらも、家族の力を引き出すために、家族の言葉にしっかり耳を傾ける必要がある。家族が家族の言葉で話ができるような雰囲気作りが重要になる。同じテーブルを囲んで、お茶を飲みながら話をする。そのためには話し合いの流れを書き出したり、レジュメを作ったりという相手に分かりやすい話し合いのための準備が必要であり、また記録を互いに共有するということは、相手を尊重していることを示す方法のひとつだと思う。

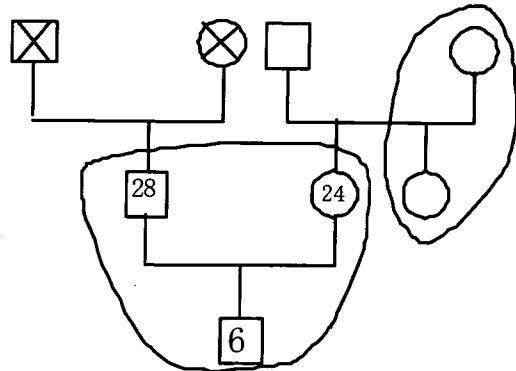
また、合同ミーティングでは司会者をおいている。神奈川県では地区担当を持たない親子支援チームが担うことが多いが、この中立的立場の人間が入ることでより会話を促進する。二者関係では双方向で対立的になりがちだが、三者関係になることでワンクッシュョンおいた会話になり、さらにホワイトボードに書きながら話し合いを進めることで、より互いの理解もでき、共通点や違いを知ることから新たなアイデアも生まれる。

家族と協働し、支援プランを作り上げていく合同ミーティングは家族支援に有効な方法のひとつだと思われる。

II-2 事例 「言ってわからなければ叩くしかない」 ～支援プランの提示、合同ミーティング、ペアレンツ・トレーニング・プログラム～

1 事例の概要

実父母と6才の子どもの3人家族。実父は、人付き合いが苦手で何度も転職をしている。実父は、早くに両親を亡くし苦労してきた人。現在は配送の仕事をしている。実母は、事務関係の仕事をしていたこともあるが、体を悪くして仕事を辞めて家にいるが体調には波がある。本児は幼稚園に通っている。母方祖父母と母親は葛藤が強く、没交渉に近い状態である。



2 問題の発生

警察からの身柄付き通告での一時保護。以前に幼稚園から児童相談所に、子どもが痣を作ってきたとの通告があり、見守りを実施していたケースであった。痣について幼稚園から両親に話をすると、父親がやったことを認めたが、親の教育方針はスパルタ式であるからと、全く悪びれることがない。子どもが言うことを聞かなければ、これからも手が出ることもあると言い、とりつく島がなかつた。その後、関係機関で心配して見守りをしていたところ、夏休みになり、遅くまで公園をふらふらしている子がいると近所の人から警察に通報があった。警察で子どもを保護し確認すると、頬に痣があり、父親にやられた、家に帰りたくないと言ったことから、児童相談所への身柄付きの通告となり一時保護となったものである。

3 経過

(1) 「どうすれば子どもを返してくれるのか、具体的に示せ」

担当児童福祉司と父親、母親とで何度か面接をした。父親は、スパルタ教育なので、手が出ることもある、何度言っても直らなければ、叩いて分からせなければいけない、子どもが反省して自分で家に帰ってくるまで、なぜ警察は放っておかないのか、これは家族の問題であると主張。さらに自分の教育方針はスパルタ式であるが、いつも殴っているわけではない、何度言っても本児が言うことをきかず、同じことを繰り返すからであり、言って分からなければ、叩

くしかないと、自分の正当性を主張して譲らない。母親も、父親を擁護する発言が多く、今回、父親が仕事をやめイライラしている状態と夏休みが重なり、家で子どもが騒いで、注意しても言うことを聞かないことから、仕方がなかつたのだと言う。父親が叩くときはきちんと理由があるのだから問題はないと主張。児童相談所としては分からぬことが多い、しばらくは預かり、同じことが起こらぬために、どうしたらいいかを相談していく必要があると、再三説明するが、両親の理解は得られない。父親は二度と叩かない、自分が我慢すればいいのだから、それ以上相談することはない。どうしたら早く家に返してくれるのか、具体的に示せと言って両親とも譲らない。担当児童福祉司だけでは両親との関係がそれ以上進展しない状態になってしまった。

(2) 対立的保護者に対する支援の検討

そこで、担当児童福祉司のほかに、親子支援チーム（児童福祉司と児童心理司）の2名も加わり、支援プラン・プログラムを両親に示し、今後の見通しを示す中で、暴力によらないしつけの方法（ペアレント・トレーニング）などの実施を検討した。

一時保護所での本児の様子は、何度言っても分からぬという大人を困らせる行動は多くなく、基本的な生活習慣もできていた。子ども同士でも楽しく遊べていたが、やや落ち着きがなく、友達同士だとけんかがエスカレートしがちな面もあった。児童心理司による検査では、知的には年齢相応であり、課題などにもきちんと取り組め、一对一で関わる中では、落ち着きのないところも見られず、遊びも楽しくできるとのことであった。幼稚園などからの情報も断片的で、両親の生育歴なども分からず、まだどういう家族なのか掴みかねている部分もあったが、子どもの様子からも重篤な虐待で長期間、分離することが必要というほどではないと思われた。そこで面会期、外出期、外泊期を経て在宅へ移行するという一般的なプログラムを親に提示し、面会期に必要な調査や親との面接、親子関係の評価などを実施していくことにし、「お子さんとご家族がともに安心して暮らせるためのプラン」（図1）を両親に提示することにした。

4 展開

(1) 親子支援チームのかかわりと支援プランの提示

両親からの反発も予想されたので、プランの提示の際には親子支援チームは入らず、担当児童福祉司と他の児童福祉司で両親に提示した。予想通り、両親とも猛烈に反発し、何度も説明する必要があった。今回の父親の行為はどのような理由があっても、虐待となるため、法律に明記されているとおり「子どもの安全と健全な生活」が今後も送れることを確認しないと返せないとすること